

加入者及び実施事業所の事業主の皆様へ
基金規約及び給付規程変更のご案内

千葉県日産自動車企業年金基金

基金規約及び給付規程の一部を変更しましたのでご案内します。

1. 規約変更

(1) 2021 年 9 月 1 日付の変更内容及び理由

①福祉事業の内容に「基金ニュース」を送付することを明記しました。

《変更理由》

福祉事業として加入者及び年金受給中の皆様に「基金ニュース」を送付し、基金の決算の状況や業務概況についてお知らせしておりましたが、規約に明確に規定されていなかったため、今般、福祉事業として明確に規定しました。

②年金数理関係書類について年金数理人の押印を不要としました。

《変更理由》

確定給付企業年金法が改正され、押印が不要となったことに伴い変更しました。

(2) 2021 年 10 月 1 日付の変更内容及び理由（狙い）

○基本上乗せ年金（5 年確定年金）のみの受給者に対しては、年 1 回実施している現況確認を行わないこととしました。

《変更理由（狙い）》

基本上乗せ年金（5 年確定年金）のみの受給者に対しては、以下の理由から受給者の負担を軽減するため、基金への現況確認書類を返送する手続きを廃止することとしました。

A. 基本上乗せ年金は、終身年金ではなく給付期間が 5 年間と確定している年金であることから過払いのリスクがないこと。

B. 企業年金基金連合会を通じ受給者の情報を入手する手段があること。

C. 基金事務の簡素化につながること。

2. 給付規程変更

○2021 年 10 月 1 日付の変更内容及び理由（狙い）

・加入者証及び年金証書を発行しないこととしました。

《変更理由（狙い）》

書類管理及び事務負担軽減のため、加入者への加入者証の発行及び老齢給付金（年金）の受給者への年金証書の発行を行わないこととしました。2021 年 10 月 1 日以降は事務手続きに際し、当該書類の基金への提出が不要となります。

<問い合わせ先>

千葉県日産自動車企業年金基金

〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港 1 8 4 番地

TEL : 0 4 3 - 2 0 4 - 2 3 0 8

事務長 渡辺・担当 十河